



## 資料編

### 1. 権利擁護ワーキング報告書

#### はじめに

近年、高齢者や障害者の虐待が増加・顕在化し、社会問題化してきたことから、本人やその家族に対する支援の充実が強く求められています。また、ひとり暮らしの高齢者を狙った詐欺事件や、知的障害者が人権侵害の被害に遭う事件が増加しており、金銭管理をはじめ、財産管理や福祉サービスに伴う利用契約など様々な地域生活を支援する体制の充実が求められています。平成18年度から市町村が設置する「地域包括支援センター」において相談窓口をおき、公的に「権利擁護」に取り組むことになりましたが、この「権利擁護」をすすめるうえで多くの課題を抱えているのが現状です。

そこでこのたび、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画の見直しにあわせ、学識経験者、司法関係者、関係する民間施設長、日常業務として権利擁護事務に携わるケースワーカーなどで構成するワーキンググループを立ち上げ、それぞれの立場から権利擁護について議論し、その内容を取りまとめることとなりました。

本報告書では、市民がその人らしく地域で暮らし続けるために、これらの権利擁護のしくみを様々な生活課題に対応させながら、さらに円滑に運営できるよう、権利擁護システムの現状と課題を検討し、その「理念」、「共通課題」、「施策の方向性」を取りまとめました。そして高齢社会への対応や知的障害者・精神障害者等のさらなる福祉の充実という観点から特に「成年後見制度」を誰もが利用しやすくするための提言となっています。この報告書が「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」の審議の一助となることを願っています。

#### 1. 権利擁護の理念

人は、高齢になっても、あるいは障害があっても誰もが自分らしく誇りを持って地域の一員としてごく普通の生活を送ることができる権利をもっています。地域生活を続ける上で権利擁護を捉えるとき、高齢者の虐待への対応や悪質商法の防止、判断能力の不十分な人への日常的な金銭管理、成年後見人をつけるといった狭義な概念だけに留まらず、広く「本人らしい生き方」、「本人らしい変化」をいかに支援していくかという考え方が必要となります。誰もが自分の「存在」価値が社会関係のなかで認められ（自己実現）、自分のあるべき生活を主体的に創造し（自己決定）、周囲との支えあいのなかで生活を創造していくこと（共生社会の実現）が権利擁護なのです。

## 2. 権利擁護の共通課題

### (1) 関係機関の連携

権利擁護といってもそのすべてが権利侵害を受けていると自覚して相談が持ちかけられるものではなく、日常のケースワーク業務のなかで、あるいは地域包括支援センターをはじめとして多様な相談支援機関との関わりのなかからスタートする場合がほとんどであり、それぞれの担当者が自分たちのネットワークのなかで各ケースに対応しているのが現状です。

しかしながら当事者本人にとって日常生活圏内におけるネットワークの構築が未整備のため、どこまでが関係機関なのか、またその関係機関の役割や対応できる範囲と負うべき責任など多くのことが不明確であり、それぞれの機関によっても認識に違いがあるため非常に利用しづらいものとなっています。したがってケースによって関わる関係機関を明らかにし、早期のニーズ把握を行い、問題解決に向けた予防的な対応の連携が望まれます。

### (2) 相談体制の構築

成年後見制度などを柔軟かつ弾力的に利用しやすいものにするためには、成年後見制度の手続き方法など、権利擁護についての相談や問い合わせに対応するため、専門職の配置を含めた総合相談窓口の設置など、権利擁護の手続きをスムーズにつなぐことができる相談体制が求められます。

### (3) 援助体制の構築

成年後見制度においては、現在、申立件数が急増し、専門職の受任者が不足している状況にあることから、第三者後見人の確保が望まれます。また、必要な人に後見人を申立てるかどうかの判断基準があいまいで、各関係者の判断によるものとなっていることから、後見人の申立についても関係者が協議して決めていくしくみが大切です。そのほか、相談者の二次的被害の予防や、親族や保証人がいない人の施設への受け入れ体制の構築、家族に対する支援の必要性も求められており、きめ細やかな援助体制が求められます。

### (4) 地域支援体制の構築

権利擁護を広義な概念として捉えた場合、金銭管理などだけではその人の生活が成立するとはいえません。その人らしい生活を送るためには、地域での見守り体制や人間関係など、地域で支え合える関係が必要です。本人の身近に判断能力の変化や支援の必要性に気付き対応してくれる人がいれば、本人の意思を尊重した早めの支援が行え、予防的対応が可能となります。したがって公的な支援体制だけでなく、地域での支援体制が求められます。

### 3 . 権利擁護施策の方向性

#### ( 1 ) 権利擁護に関する制度の普及啓発

権利擁護に関する制度を身近なものとし、誰もが容易に利用できるよう、パンフレットや広報、インターネットなどを通し、また講演会やセミナー開催により制度の普及啓発に努めていく必要があります。なかでも認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の判断能力が十分ではない人の日常生活を法律的に保護する「成年後見制度」に関しての普及啓発が必要です。

#### ( 2 ) 成年後見受任体制の増強と機能強化

成年後見制度の普及に向けて、今後予想される成年後見申立件数の増加に対応するため、後見を支援するシステムを確立させ、受任体制の増強を図る必要があります。

また、長期間に亘る後見や多様なニーズに対応するためにも、法人後見における後見人の受任基準を明確にし、事務処理方法や責任の所在を明らかにするなど、公正性や透明性の確保を図り、組織面での機能を強化する必要があります。

#### ( 3 ) 市民の参画と協働

権利擁護の推進に向けては、すべての市民がお互いの権利を守り、自らが権利侵害を引き起こすことのないよう意識の醸成を図ることにより、ともに暮らし協働する地域社会をつくらなければなりません。また、地域で暮らす高齢者や障害者等の「本人らしい生き方」、「本人らしい変化」を支えるためにも、身近な立場である市民が権利侵害を否定する意識を成熟させ、権利擁護ニーズを把握する力を高める必要があります。そのためには市民が「権利擁護」を自らの問題として捉え、積極的に関わりを持つようになれば、将来的には後見活動の新たな担い手として身近な市民という立場で後見活動を行う「市民後見人」にも期待できます。

#### ( 4 ) 経済的支援の推進

低所得者の要支援者が後見人をつけることによる経済的負担を軽減するための支援が求められます。また、法人後見事業を行う事業者に対してもその財政基盤を確保するための経済的支援が必要となります。

#### 4. 伊丹市において成年後見制度を利用しやすくするために

これからますます課題となる高齢社会への対応、あるいは障害者の地域移行といった観点からも「自己決定の尊重」の支援（成年後見）が必要となってきます。判断能力が十分でない人を不利益から守るためには「成年後見制度」の利用促進が望まれますが、そのためにもその手続き（家庭裁判所への申請）などを支援するしくみが望まれます。

こうしたことからワーキングにおいては、成年後見制度の利用にあたって「申立のための支援」、身寄りがない場合の「市長申立のしくみ」、「関係機関等の関わり」、「後見の担い手づくり」、さらにはこの制度を利用できずにいる人をいかに制度利用につなぐことができるかといった点を中心に今後、成年後見制度を誰もが利用しやすくするためにはどうすべきかとの検討を行いました。

##### （1）申立支援

###### 申立支援のしくみづくり

成年後見制度を利用するためには、まずこの制度がどのような制度であり、どのような場合に利用できるのか、また家庭裁判所への申立の手続きにはどんな書類が必要でどのくらいの費用がかかるのか、さらには実際の手続きをどのようにすればいいのかなど様々な相談に対応できる窓口を設置するなど、本人もしくは申立人を支援するしくみを整えることで、この制度の利用がよりスムーズになるものと思われます。

こうしたしくみづくりに向けては、公的に相談窓口となっている地域包括支援センターなどの専門機関に加え、高齢者や障害者を受け持つ社会福祉法人や行政のタイアップが求められています。具体的には認知症高齢者、障害者本人や家族からの日常生活に関する様々な相談窓口となり、相談内容に応じて課題や問題点の解決に向けて助言を行ったり、より専門的な機関を紹介したりする権利擁護センターの設置などがあげられます。

###### 申立支援のバックアップ

申立支援のためには実務上の疑問などを相談できる窓口、フォローアップを行う体制、地域包括支援センターや地域生活支援センター、介護支援センターなどの専門機関と、関係する社会福祉法人や行政などの連携によるしくみが必要ですが、一方でこうした専門機関などをバックアップするための専門職（弁護士や司法書士など）のサポーターの確保や、要援護者などを地域で支えるしくみが求められます。

##### （2）市長申立のしくみづくり

本人、配偶者、四親等内の親族による申立ができない場合は市長が申立を行うことができる制度になっているものの、行政内部においてその担当や窓口が一本化されていないなど、市長申立のルートやしくみ自体が明確になっていません。今後求められるしくみとしては、1) 地域の中でニーズを拾いあげるしくみ 2) 市長申立なのかどうかを判断するしくみ 3) 手続方法や自分たちではできない部分を補う相談窓口などのサポート体制 4) こうした決定をもとに次の支援へと結びつけていくしくみがあげられます。

### (3) 関係機関等の関わり

#### 役割の明確化

成年後見は幅広い分野において関わるため、対応する各機関の役割を明確にすることが必要となります。特に市長申立のしくみを確立するためには、地域包括支援センターのケアマネジャーやケースワーカーなどの専門職の役割を明確にすることに加え、行政内部においてどの所管が何についてどこまで関わるのかなど、その役割を明確にし、責任の所在を明らかにする必要があります。

#### 知識の習得

市長申立も含め申立支援を進めていくうえでは、日頃から専門機関や行政、住民等が成年後見に対する知識及び意識を高めるとともに援助者としての共通の認識をもつ必要があります。また関係機関や行政などが成年後見制度における自らの役割を認識する必要があります。一方、成年後見の必要性やその利用方法などについて当事者やその家族が理解できるよう、定期的な市民講座や学習会の開催などを通じて制度の普及に努める必要があります。

### (4) 担い手づくり

#### 法人後見

法人後見は長期的な後見を必要とするケースや支払能力に欠けるため適当な後見人が見つからないケース、個人が受任するには負担がかかりすぎるケースなどにおいて持続性や受任者の負担軽減というメリットがあります。しかしながら、法人後見を行う事業所内において組織内の意思決定が迅速に行えないとか後見事務を行う担当者の責任の所在があいまいになってしまうといったデメリットもあります。

伊丹市では社会福祉事業団が法人後見を行っていますが、法人後見は有限性の問題や、事務量がそのかわり方によっては無限大のため、適正な受任枠の設定が難しいこと、また後見報酬によって組織運営を維持することが難しいことなどから、取り扱う事業者も少なく受任者不足が課題となっています。

今後、市としては法人後見における利益を確保するとともに、法人が担える受任枠を効果的に活用できるよう法人後見適用の基準を定め、法人後見のメリットが発揮できるようにしなければなりません。あわせてNPOや医療法人、社会福祉法人など多くの事業者に法人後見ができるよう育成していくことも必要です。

法人後見を行う事業所においても、法人後見に見合う運営体制、専門性の確保、透明性の確保、緊急時の体制等、法人としての組織体制とルールや基準を整備しておくことが必要です。

### 複数後見

成年後見人には家庭裁判所が最も適任だと思われる人を選任しますが、職種の専門性を相互に補うための連携として複数後見の事例もあります。社会福祉士間によるものや、弁護士と社会福祉士、司法書士と社会福祉士というように他職種の専門職のほかに親族と専門職による場合もあります。たとえば財産管理と身上監護を司法書士と社会福祉士に分けて、それぞれの専門や得意分野における後見事務を担うことで、的確かつ迅速な対応が可能となる場合もあります。

### 市民後見人

とはいうものの専門職による後見人には報酬を支払わなければならない、成年後見制度を利用すべき状態にある場合でも、親族による後見人がおらず、また親族から財産侵害を受けているために親族を後見人にできない場合などもあります。

こうしたなか大阪市などですすでに行われている「市民後見人」のしくみは、今後、後見制度を広く普及し、利用を促進するうえでは必要な方法になると考えられます。さきにふれたように「権利擁護」を特別なものとしてではなく、市民が自らの問題として捉え、積極的に市民の立場として後見に関わろうとする意識醸成の延長線上に「市民後見人」があります。市としては今後、市民後見のしくみを立ち上げるためのサポートや養成のための財源の確保、市民後見人が担う役割の明確化、市民後見人の専門性の確保など、多くの解決すべき課題がありますが、まずは市民後見人の養成と活用方法について検討することが必要です。

### 後見監督人

また後見人としての業務は多く、これらの制度を社会資源として活用しながら、本人らしい生活や人生をいかに支えていくかというその先を見通しておくことが求められ、責任も重いことから成年後見人に助言を行ったりできる後見監督人を選任することができます。今後地域で後見業務を進めていくためにも、事例の状況やその先の展開を見通せる専門性や地域性を兼ね備えた社会福祉協議会などが後見支援として後見監督人になるなどのしくみの充実が求められます。

## (5) 制度を必要としている人を制度利用につなぐために

成年後見制度は、対象となる人の判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の種類がある「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ決めておく「任意後見制度」があります。

成年後見制度は「後見人」の選任だけでなく、認知症高齢者や知的あるいは精神障害により、時に判断能力に自信がない場合や少し判断能力に自信がない場合などにサポートする「保佐人」や「補助人」を選任することもできます。認知症高齢者の増加だけでなく障害者の地域移行が進むにつれて、成年後見制度のニーズは以前より増えているはずなのですが、「後見」のみならず、「保佐」、「補助」も含めて成年後見制度が有効に利用されていないのが現実です。その要因として、手続きの煩雑さや費用の問題に加え、制度のメリットについて十分に理解さ

れていないことや自己判断能力があるうちに他人に身上監護や財産管理を委ねることに抵抗感があるなど契約社会に市民が馴染んでいない背景があります。

今後は、制度の内容などの周知並びに予防的視点から判断能力のあるうち、健在であるうちからの「備え」としての任意後見制度の活用を啓発し、必要性を理解してもらうことで、この制度を必要としながら埋もれている人を制度利用につなげることが求められます。

## 5 . おわりに

この報告書では「市長申立」をはじめ、多くのしくみづくりの必要性を上げています。それぞれのしくみが日常的に継続して機能するためには組織系統立てた複雑なものではなく、可能な限り誰にもわかりやすい、シンプルなくみであり、必要以上にコストがかからない持続性のあるものとなることが重要であると考えます。

### 【権利擁護ワーキンググループ経過】

開催年月日	審議事項等
平成 20 年 7 月 7 日 ( 月 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ委員を委嘱</li> <li>・権利擁護についての講話</li> <li>「権利擁護システム」の構築に向けて 大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授 岩間 伸之 氏</li> <li>・課題抽出 (問題点の抽出および、事前提出資料「問題点の整理」の対応策について意見交換、共通課題を抽出)</li> </ul>
9 月 1 日 ( 月 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題と方向性について</li> <li>・成年後見制度について</li> <li>・報告書のまとめ方について</li> </ul>
11 月 6 日 ( 木 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市視察メンバーによる報告</li> <li>・成年後見制度のあり方(権利擁護ワーキンググループメンバーによる提案)について</li> <li>・報告書(案)について</li> </ul>

## 2. 伊丹市福祉対策審議会委員名簿

印が高齢者部会委員、 印は部会長

(敬称略、平成21年1月28日現在)

	氏名	性別	根拠規定上の選出区分	選出母体等での役職名	任期限	就任年月
会長	松原 一郎	男	学識経験者	関西大学社会学部教授	H21.12.4	H5.11.1
副会長	佐々木皓一	男	社会福祉団体の代表者	伊丹市医師会	H21.12.4	H9.2.7
副会長	藤井 博志	男	学識経験者	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部准教授	H21.12.4	H11.12.16
委員	浅野 仁	男		関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科教授	H21.12.4	S61.8.27
委員	松端 克文	男		桃山学院大学社会学部准教授	H21.12.4	H14.10.31
委員	高鳥毛敏雄	男		大阪大学大学院 医学系研究科教授	H21.12.4	H17.12.5
委員	浅野 孝	男	社会福祉団体の代表者	伊丹市社会福祉協議会会長	H21.12.4	H19.5.24
委員	仲西 博子	女		兵庫県伊丹健康福祉事務所長	H21.12.4	H20.4.1
委員	岩永 清滋	男		伊丹市身体障害者福祉連合会相談員	H21.12.4	H19.12.5
委員	安井 純子	女		伊丹市老人クラブ連合会副会長	H21.12.4	H20.5.27
委員	本條 弘子	女		伊丹市婦人共励会会計	H21.12.4	H19.12.5
委員	原田賀代子	女		伊丹市民生委員児童委員連合会副会長	H21.12.4	H13.12.5
委員	吉田 弘志	男		伊丹市自治会連合会会長	H21.12.4	H20.5.26
委員	平野 園美	女		市議会議員	伊丹市議会議員	H21.12.4
委員	坪井 謙治	男	伊丹市議会議員		H21.12.4	H19.5.18
委員	大路 康宏	男	伊丹市議会議員		H21.12.4	H19.5.18
委員	加柴 優美	男	伊丹市議会議員		H21.12.4	H19.5.18
委員	山北 敬一	男	市民公募	市民公募	H21.12.4	H17.12.5
委員	森田 隆章	男		市民公募	H21.12.4	H19.12.5

	氏名	性別	根拠規定上の選出区分	選出母体等での役職名	任期限	就任年月
臨時委員	一圓 光彌	男	学識経験者	関西大学政策創造学部教授	答申まで	H20.6.30
臨時委員	永井 信子	女	社会福祉団体の代表者	伊丹市認知症介護者家族の会「えくぼの会」会長	答申まで	H20.6.30
臨時委員	名田 明生	男		伊丹市居宅介護支援事業者連絡会	答申まで	H20.6.30
臨時委員	松岡 光子	女	市民公募	市民公募	答申まで	H20.6.30
臨時委員	宮本 節子	女		市民公募	答申まで	H20.6.30
臨時委員	岩間 伸之	男	学識経験者	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授	答申まで	H20.6.19
臨時委員	三柳 則雄	男	社会福祉団体の代表者	伊丹公共職業安定所所長	答申まで	H20.6.19
臨時委員	氏田 祐資	男	市民公募	市民公募	答申まで	H20.6.19
臨時委員	李(国本)修慈	男		市民公募	答申まで	H20.6.19

## 3. 伊丹市福祉対策審議会審議内容

開催年月日	報告・審議事項等
平成 20 年 5 月 19 日（月） 全体会（第 1 回）	市長より計画策定に関する諮問 計画策定委員会として高齢者部会（専門部会）を設置 ・伊丹市の高齢者等の状況 ・介護保険制度改正「予防重視型システムへの転換」の概要 ・今後の高齢者部会 ・全体会の審議内容等について
6 月 30 日（月） 高齢者部会（第 1 回）	高齢者部会委員の委嘱 ・伊丹市高齢者の状況と高齢者施策の現状と課題 ・伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 3 期）の実績と評価について
8 月 19 日（火） 高齢者部会（第 2 回）	テーマ：健康に ・高齢者の健康づくり・介護予防事業の充実にする方策 ・軽度認定者への介護予防の推進について
10 月 10 日（金） 高齢者部会（第 3 回）	テーマ：地域で ・地域包括ケアシステム推進のための方策 ・多様な住環境の整備について
11 月 14 日（金） 高齢者部会（第 4 回）	テーマ：いきいきと ・権利擁護について ・認知症ケアの推進について ・介護保険サービス量の推計と保険料算定
12 月 1 日（月） 全体会（第 2 回）	・中間報告
平成 21 年 1 月 19 日（火） 高齢者部会（第 5 回）	・パブリックコメント及び市民説明会の結果について ・計画大綱（案）に関する審議
1 月 28 日（木） 全体会（第 3 回）	・最終報告 ・答申

## 4 . 諮問・答申

伊健地 第 82 号

平成 20 年 5 月 19 日

伊丹市福祉対策審議会  
会長 松原 一郎 様

伊丹市長 藤原 保 幸

### 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期） 及び伊丹市障害福祉計画（第2期）について（諮問）

伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び伊丹市障害福祉計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

昨年 2007 年（平成 19 年）は、人口に占める割合が最も大きい団塊の世代が定年を迎え、これからの数年間は 60 歳到達人口が毎年 200 万人超に急増すると予測されています。高齢者人口の増大により、年金や高齢者医療費・介護給付費は年々増大する一方で、社会保障制度を支える現役世代の人口及び総人口に占める割合の双方が低下していくため、経済・産業構造に多大な影響をもたらすことが懸念され、高齢化がひとつのピークを迎える 2025 年（平成 37 年）頃を具体的に視野に置きながら、社会保障の給付と負担の在り方を中心に、社会保障制度改革が各分野で抜本的に行われようとしているところであります。2006 年度（平成 18 年度）には介護予防システムに重点をおいた介護保険制度改革や、障害者の就労支援の強化や地域移行の推進を図る障害者自立支援法の施行など、高齢者と障害者をめぐる制度のありかたも大きく変化しています。

そのような情勢の中で、市民の誰もが地域でいきいきと市民力を発揮しながら暮らし続けることができるよう、高齢者や障害者の生活支援、雇用・就労、サービス基盤整備などの課題を解決するため、市が総合的な視野に立った福祉施策を検討していくことがますます大切になっていくと考えられます。

### 1．高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）の策定について

本年度は「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しの年にあたり、住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていくために、介護予防や健康づくりの推進、在宅医療・在宅介護サービスの充実、見守り・住まい等の地域ケア体制の構築、権利擁護のシステムなどが適切に組み合わせられた施策を推進することが必要とされています。

新たに策定する計画においては、「団塊の世代」の大量退職による高齢者人口の増大を豊富な知識と技能をもった人材が地域活動の主体として定着し、地域創造の可能性が増大するという、もうひとつの側面として捉え、高齢者の生きがいや地域の支えあいの仕組みづくりに生かせるよう新たな施策について検討したいと考えます。

### 2．障害福祉計画（第2期）の策定について

2006年（平成18年）1月に策定した基本計画「第2次伊丹市障害者計画」の実施計画と言える「伊丹市障害福祉計画（第1期）」を2007年（平成19年）2月に策定し、障害のある人が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備に努めてきたところですが、本年度は第1期計画の見直しを行うこととされています。2006年度（平成18年度）に施行された障害者自立支援法のもとで展開されている各種制度において、さまざまな問題点が浮かび上がっていることも事実であり、第2期計画の策定にあたっては、これらの解消に向け、国において新たな基本指針が示されるものと予想されます。第1期計画の推進状況と今後のニーズを分析し、「伊丹市障害福祉計画（第2期）」を策定したいと考えます。

### 3．権利擁護システムについて

近年、ひとり暮らしの高齢者を狙った詐欺事件や、知的障害者が人権侵害の被害に遭う事件の発生が増加しており、自らの権利を十分に行使できない方のさまざまな権利を擁護する仕組みの強化が求められています。2006年度（平成18年度）は高齢者などの虐待防止・権利擁護を行う機関として「地域包括支援センター」が位置づけられ、身近な地域において、関係機関との連携や地域社会資源を活用して総合的に支援する新たな施策として整備されました。

市では、認知症高齢者や知的障害者などの判断能力が十分でない方たちに対して、福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理を行う権利擁護の制度を整備してまいりましたが、市民の方がその人らしく地域で暮らし続けるために、これらの権利擁護のしくみをさまざまな生活課題に対応させながら、さらに円滑に運営できるよう、市の権利擁護システムの現状と課題を検討し、今回策定する高齢者保健福祉計画と障害福祉計画のそれぞれの計画に反映させたいと考えます。

上記1～3において、より多くの市民の幅広い支持を得て地域の実情に応じた実効性の高いものにするために、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・当事者等のご意見を十分に踏まえることが必要であると考えており、貴審議会にご意見を求めるものです。

伊福審 第 10 号  
平成 21 年 1 月 28 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市福祉対策審議会  
会長 松原 一郎

### 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期） 及び伊丹市障害福祉計画（第 2 期）について（答申）

本審議会は、平成 20 年 5 月 19 日付伊健地第 82 号により諮問を受けました標記の件について、別添のとおり「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）大綱」及び「伊丹市障害福祉計画（第 2 期）案」を本審議会の意見としてまとめましたので、ここに答申します。

急速な少子高齢化と人口減少で、経済成長の鈍化や将来の社会保障に対する国民の不安が根強い中で、しょうがいのある人も高齢者も、自分の存在価値が社会の中で認められ、自分のあるべき生活を主体的に創造し、周囲との支えあいの中で暮らせる「共生社会の実現」が求められます。

社会福祉の基盤となる権利擁護については両計画共通の課題です。

これからは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民がさまざまな権利の侵害を自分たちの問題として捉え、ともに取り組んでいく権利擁護の理念を浸透させていくことが必要です。

また、世界的な経済危機が深まり、国内では雇用情勢が悪化し、景気後退の局面を迎え、市の財政状況もこれまでにない厳しい状況の中、計画の推進にあたっては、選択と集中により限られた財源を緊急的・重点的施策に充てられることを求めます。

#### 1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）大綱について

本計画の策定につきましては、「高齢者部会」を 5 回開催し、審議・検討を重ねてまいりました。その結果、今後 3 年間の本市の高齢者福祉施策のあるべき方向性について、まず要支援・要介護状態になる前からの介護予防や健康づくり事業のさらなる推進、次に認知症高齢者のケアに重点を置いたグループホームや小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型の施設整備と在宅サービスの充実、そして社会的に弱い立場に陥りやすい高齢者の権利擁護への取り組みに重点を置いて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）大綱としてまとめました。

併せて、第 4 期計画期間（平成 21 年～23 年度）における介護保険料については、医療・年金・介護の社会保障制度改革により高齢者の経済的負担感が増大していることを鑑み、低所得者層を中心として実態に応じた細やかな配慮が必要であります。

## 2. 障害福祉計画（第2期）案について

本計画の策定につきましては、「障害者部会」を3回、「障害福祉計画ワーキング会議」を4回開催し、アンケート調査結果等による現状を踏まえて、審議・検討を重ねました。

障害福祉計画（第2期）については、第1期計画の、3つの重点施策である相談体制の整備、地域生活移行、就労支援を踏襲すべきであると考えます。その3つの重点施策である相談支援システムの体制整備については、障害者の権利擁護・虐待防止等の積極的な取り組みや障害者地域自立支援協議会の活用、次に地域生活への移行支援システムの構築については、あらたに重度身体障害者等の地域生活・移行支援への取り組みやグループホームの目標達成、そして就労支援については、障害者支援ネットワークの確立や、個別支援の強化等が必要です。

さらに平成21年度には障害者自立支援法施行後3年の見直しが行われる予定であり、法律の規定や国・県の制度の変更等、今後、計画期間中においても、必要に応じて柔軟かつ適切な対応が求められます。

以上、本答申の趣旨を踏まえ、すみやかに両計画を策定されることを要望いたします。



---

第4期伊丹市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画  
～ともにつくるやすらぎと活力ある高齢社会～

平成21年3月

発行 / 伊丹市

編集 / 伊丹市健康福祉部健康生活室高年福祉課・介護保険課

〒664 - 8503 伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072 - 783 - 1234（代表）

---